

税申告で役立つ制度を紹介

住宅ローン控除や、上場株式などの軽減税率、介護を必要とする方の障害者控除適用など、覚えておくべき役立つ制度を紹介します。

1 住民税からも住宅ローン控除が可能

平成21年度税制改正で、所得税から控除されなかった住宅ローン控除額を個人住民税から控除する制度が創設されました。

住宅借入金等特別控除とは、居住者が住宅ローンなどを利用してマイホームを新築、取得、または増改築などをし、一定の要件に該当するときは、その住宅の取得等のための借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を、居住の用に供した年以降の各年分の所得税額から控除するものです。

住民税では、住宅借入金等特別控除の適用があるもので所得税から控除しきれなかった当該控除額について、最高額9万7500円を限度に控除できます。

ただし、平成19年1月1日から平成20年12月31日までの期間に住宅の

取得などをした方は除きます。

また、この税額控除については、平成21年度の税制改正により改めて市役所へ申告する必要がなくなりました。（平成11年1月1日～平成18年12月31日の居住開始者は、市役所に別途申告する制度もあります。）

2 上場株式などの軽減税率を3年間延長

平成20年分までと同様に、上場株式などの配当所得と譲渡所得などについて、金額に関係なく軽減税率が適用されることとなり、この軽減措置は平成21年分から平成23年分ま

で（課税年度は平成22年度から平成24年度まで）の3年間講じることとされました。

また、特別徴収される配当割と株式等譲渡所得割の軽減税率についても、平成21年および平成22年の2年間の措置であったものを1年間延長して、平成23年までの3年間の措置とされました。

上場株式などの軽減税率の推移

年	平成20年分	平成21年分	平成22年分	平成23年分	平成24年分
税率	10% ■所得税7% ■住民税3%		10% ■所得税7% ■住民税3%		20% ■所得税15% ■住民税5%

問い合わせ先

- ①・② 税の申告や控除について
市税に関すること
：税務課 ☎内線1129
- 所得税に関すること
：土浦税務署 ☎029（822）1100
- ③ 障害者控除の申請・認定について
○ 長寿福祉課介護保険室 ☎内線1176



3 要介護等高齢者は、税法上の障害者控除に該当する場合があります



障害者控除とは、所得を申告する際、本人または扶養親族が障害者・特別障害者に該当する場合、一定金額を所得から控除することができる制度です。

控除を受けられる方は、必ずしも障害者手帳の交付を受けていることが条件ではなく、介護を必要とする高齢者でも該当する場合があります。この場合、市の認定が必要です。

ので、介護保険室へご相談ください。
1 対象になる方
「65歳以上の方で、心身の障害の程度が身体障害者手帳などの交付を

2 認定の基準
介護保険の認定にも使用している主治医意見書の判定基準を基に判断します。

3 申請から認定書交付までの流れ
長寿福祉課介護保険室に「障害者控除対象者認定申請書」を提出してください（郵送でも可）。申請書は、長寿福祉課・霞ヶ浦窓口センター・各出張所に用意してあります。

認定の結果は、「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者非該当通知書」を郵送します。（即日交付はできません。）

《必ずお読みください》

※要介護認定を受けていても、必ずしも障害者控除の対象となるものではありませんのでご注意ください。
※平成21年分の所得の申告などで障害者控除を受ける場合、障害者控除対象の基準日が「平成21年12月31日」になりますので、12月28日（月）までに認定申請書を提出してください。
※すでに「障害者手帳などで控除を受ける方」は、この申請は必要ありません。また、「本人または扶養者が非課税になる方」は、税額が出ないため申請する必要はありません。



障害者手帳所持者の所得控除区分

対象者	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除 身体障害者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障害者保健福祉手帳2・3級	27万円	26万円
特別障害者控除 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A以上 精神障害者保健福祉手帳1級	40万円	30万円

介護を必要とする高齢者の所得控除対象判定基準

障害区分	判定基準	認定	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱbの方	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	27万円	26万円
	障害高齢者の日常生活自立度がBの方	身体障害者（3～6級）に準ずる		
特別障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ、Mの方	知的障害者（重度）に準ずる	40万円	30万円
	障害高齢者の日常生活自立度がCの方	身体障害者（1～2級）に準ずる		

●介護保険料の社会保険料控除

その年中に支払った介護保険料は、社会保険料控除として所得税や住民税の課税対象の所得から差し引くことができます。生計を一にする配偶者や親族の介護保険料を納付書で納付された場合は、負担した方の社会保険料控除とすることができます。ただし、年金から天引きされる介護保険料は、本人以外の控除とはできません。

●e-Tax を利用した申告の所得税額控除が平成22年分の申告まで延長適用

住民基本台帳カードなどで電子証明書を持つ個人が、その年分の所得税の確定申告書の提出を、提出期間内にe-Taxを利用して行う場合に、所得税額から最高5,000円（その年分の所得税額を限度）を控除するものです。平成19年分から20年分申告までの適用が2年間延長されました。（適用は1回限り）

●「定額給付金」は非課税

世帯主を受給権者として支給をした「定額給付金」は、所得税、住民税ともに課税の対象とはなりませんので、申告の必要はありません。

●新築住宅の一部で税額を2分の1減額

平成22年3月31日までに新築された住宅で一定の要件に該当する場合は、120㎡までの部分に係る固定資産税が一般の住宅で3年間2分の1減額されます。詳しくは、固定資産税係まで。